

行政書士として 知っておかなければならない法律知識

市民法務部

Season 2 第2回

行政書士と労働関係法令

行政書士として日々の業務に臨む中で労働関係法令を意識することはあるでしょうか？労働関係法令とは皆様ご存知のように「労働基準法」「労働契約法」「最低賃金法」「労働安全衛生法」等々の労働者を守る法令の総称をいいます。

現在はありませんが、平成17年度の行政書士試験までは「労働基準法」「労働組合法」「労働関係調整法」が試験科目にありましたので、学習した経験がある方も多いのではないかと思います。

近年は「働き方改革」や「同一労働同一賃金」などの言葉が飛び交い、労働関係法令が以前にも増して身近になっているように感じています。

労働関係法令は社会保険労務士の分野であり、行政書士は手続をすることができないことは当然ですが、我々も知らないでは済まされず、きちんと対峙しなければならない重要な法令であると考えます。

この点、昭和55年4月30日法律第29号により、昭和55年9月1日現在において行政書士であった方は、当該分野の書類作成を行うことはできます。

例えば、自らの事務所で雇用をしている行政書士は、労働関係法令の下で被雇用者の労働環境や労務管理を行う必要があります。

また、建設業許可関係を扱う行政書士であれば、許可や経営事項審査の場面で社会保険や労働保険の知識が求められ、建設業者の日々の業務では労働安全衛生法の遵守が求められます。

最近では、取扱いの希望者が多い分野の一つに入管手続がありますが、ここにおいても労働関係法令の知識は必須と言えます。外国人が就労する際の在留資格の申請では雇用契約書（労働条件通知書）の添付が必要であり、特に、技能実習や特定技能の申請では労働関係法令の知識がないと作成や確認に苦慮する部分もあります。

専門家である社会保険労務士の先生方のような深い知識まで熟知していないにしても、一定の知識は求められます。

手続自体は社会保険労務士の先生方にお任せするにしても、当該制度について無知では、行政書士の業務遂行において容易に進まない場面がありますし、社会保険労務士の先生方と連携するに際しても、知識があるのとないのでは、意思疎通や理解に差が生じ、許認可申請における行政書士側の意向を正確に伝えられない可能性もあります。

これから労働関係法令が絡む業務に臨まれる先生方で、まだ学習経験がない方は、体系的に学んでみることで業務との向き合い方が変わるのではないのでしょうか。

【参考情報】

日本行政書士会連合会WEBサイトにおいて参考となる研修や情報が公表されています。

①外国人雇用に係る行政書士として必要な労働関係法令に関するセミナー

→日本行政書士会連合会／中央研修所研修サイト／2021年03月25日（木）

<外国人関連>外国人雇用に係る行政書士として必要な労働関係法令に関するセミナー

②外国人労働者の人事・労務に役立つ3つの支援ツール

→日本行政書士会連合会／連con（HOME）／業務関連情報／国際部門／2021年04月05日／

【厚生労働省】外国人労働者の人事・労務に役立つ3つの支援ツールについて（周知）

